

令和8・9・10年度入札参加資格登録について

令和8・9・10年度入札参加資格登録の申請（物品・役務）を次のとおり受付けます。

1 申請資格

- (1) 代表者及び受任者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱別表各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (5) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。
ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

2 受付期間等

(1) 受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで

(2) 有効期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

(3) 申請方法等

電子申請（[兵庫県電子申請システム e-ひょうご](#)）により、

<https://apply.e-tumo.jp/city-tatsuno-hyogo-u/>

物品・役務の「企業情報登録（物品・役務）」及び「業種登録（物品・役務）」を申請してください。

※申請後に到達番号及び問合せ番号が表示され、申請受付の確認が可能です。

※登録申請には登録番号が必要です。現在登録されている方はこちらから登録番号をご確認ください。

※新規登録をされる方は登録番号を「1」で申請してください。

※過去に登録をされていた方は、契約課に登録番号をお問い合わせください。

(4) 添付書類（各証明書は提出日の3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

- ・納税証明書（完納証明証）※滞納がある場合は受付けできません。
- 国税　　・・法人 法人税・消費税等の納税証明書（その3の3）
　　・・個人 所得税・消費税等の納税証明書（その3の2）
- 県税（完納証明証）（※）
- 市税（完納証明証）（※）
- ・履歴事項全部証明書（法人）又は身元（身分）証明証（個人）
- ・印鑑証明書（法人：法務局の証明書 個人：市区町村の証明書）
- ・営業に関し法律上必要とする登録等の許可書又は通知書
- ・誓約書
- ・役員等調書及び照会承諾書（※）
- ・有資格者一覧
- ・財務諸表（貸借対照表・損益計算書）直近1年分
　　個人の場合は所得税確定申告書（青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書も提出してください。）
- ・代理店（特約店）証明書（該当する場合のみ）
- ・本店・営業所等実態報告書（※）

（※）については、たつの市内に本店又は営業所がある場合に限る。

3 変更等の届出

（1） 変更

登録期間中、下記事項に変更を生じた場合は、直ちに変更届及び必要書類を電子申請してください。

- ア 申請者の商号、名称、所在地及び電話番号、メールアドレス
- イ 受任者の名称、所在地及び電話番号、メールアドレス
- ウ 法人にあっては、その資本金、代表者及び受任者の氏名
- エ 個人にあっては、その者の氏名
- オ 技術者の異動
- カ 業務遂行に必要な許可・登録・届出等に変更があった場合等

（2） 承継

入札参加資格を有するもので、その営業の同一性を失わない営業を引き継ぎ行おうとする個人又は被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に該当するときは、入札参加資格承継申請書（様式任意）に必要書類を添えて電子申請してください。

- ア 相続があったとき
- イ 個人営業者が会社に営業を譲渡し、かつ、その代表社員に就任し、現にその任にあるとき

- ウ 合併により解散した会社の代表者の半数以上の者が、合併により設立された会社又は合併後存続する会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき
- エ 会社がその組織を変更し、他の種類の会社となったとき
- オ 会社が解散し、会社の代表者がその営業を譲受け、個人営業者となつたとき